

令和元年度第1回秋田県地域医療対策協議会（議事要旨）

- 1 日 時 令和元年7月3日（水）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 ルポールみずほ2階「ききょう」
- 3 出席者 委員20名中13名出席
- 4 議事（要旨）

（1）あきた医師総合支援センターに係る運営協議

事務局及び中山委員（あきた医師総合支援センター長）から、あきた医師総合支援センターの平成30年度事業実績と令和元年度事業計画に関する説明があり、承認された。

（2）医師確保計画の概要

事務局が資料に基づいて、医師確保計画の概要（医師偏在指標、医師の確保方針、施策の具体例、策定スケジュール等）を説明するとともに、欠席委員（津谷北秋田市長）からの意見を紹介し、意見に対する事務局の見解を回答した。

また、出席委員から、医師確保計画に対しては、

- ・医師多数区域の秋田周辺地域であっても、男鹿地域は医師不足地域であり、このような地域を「医師少数スポット」に指定し、医師不足対策を講じる必要がある。
- ・各二次医療圏における産科・小児科医師のあり方についても、厚生労働省のガイドラインにしたがって、検討しなければならない。
- ・医師確保計画の策定に伴い、医師少数区域に対して医療介護総合確保基金が重点的に配分されるならば、目標医師数を達成するための取組を積極的に計画に盛り込み、医師確保対策に取り組むべきである。その中では、「医師の働き方改革」に鑑み、医師少数区域の医師の労働環境改善や勤務環境の充実、増えてゆく女性医師の両立支援などを記載して欲しい。

などの意見が提案された。

（3）医師確保計画における都道府県・二次医療圏間の患者の流出入調整

事務局が資料に基づいて、医師確保計画における都道府県・二次医療圏間の患者の流出入調整（1,000人未満の状況）について、隣県の青森県や岩手県等が「都道府県間の流出入調整をする必要がない」という方針であることを説明した上で、本県も都道府県・二次医療圏間の患者の流出入調整を行わない方針であることを提案し、承認された。

（4）医師確保計画策定部会の設置について

医師確保計画の策定に当たり、効率的、かつ、機動的な調査審議を行うため、地域医療対策協議会に7名の委員による医師確保計画策定部会を設置することを事

務局が提案し、了承された。

また、委員構成は秋田大学から2名、秋田県医師会から2名、秋田県病院協会から3名（県北、県央、県南）とした上で、各団体からの推薦を基に、地域医療対策協議会長が指名することとした。委員の任期は、指名の日から今年度末までとする。

計画の策定スケジュールは、

- ・ 8月・10月 医師確保計画策定部会の開催
- ・ 11月 地域医療対策協議会への中間報告
- ・ 12月 県議会で計画素案の説明
県民からのパブリックコメントの募集
- ・ 1月 医師確保計画策定部会の開催
- ・ 2月 県議会で最終案の説明
- ・ 3月 地域医療対策協議会と医療審議会への諮問、計画決定

する予定である。

（５）秋田県地域医療対策協議会設置要綱の一部改正（代理委員の選任に係る会議の定足数及び議決）について

昨年8月の医療法及び医師法の一部改正により地域医療対策協議会の機能強化が図られ、審議事項が追加されたことと、厚生労働省が示す「地域医療対策協議会運営指針」により県外大学の医学部の教員を委員として加えたこと等により、今年度から、委員が増えるとともに、多岐にわたることから、委員の日程調整が難しくなっている。

会議の開催と円滑な運営を図るため、委員の互選に基づく、会長及び副会長を除く委員について、副院長や副市長など、委員が適当と認める者を代理委員に選任し、協議会に出席させることができるようにするとともに、定足数及び議決数に代理委員を加えるために、秋田県地域医療対策協議会設置要綱の改正を事務局が提案し、承認された。

以上で、予定案件が終了し、閉会した。